

文部時報

第1192号

昭和51年9月

芸術の「かたち」と「いのち」と……………山本 健吉 2

▷座談会◁

文化財と教育…………… 9

(出席者) 柳田 敏司・横山 彰徳・高橋三千男

佐藤 照雄・杉本 苑子

<司会>角井 宏

歴史と博物館……………井上 光貞 24

民俗文化財の保存……………新藤 久人 29

集落・町並の保存……………小寺 武久 36

天然記念物の保護……………加藤陸奥雄 43

<解説>

国立歴史民俗博物館……………文化庁文化財保護部管理課 50

文化財保護法改正一年の歩み…文化庁文化財保護部管理課 56

〔現地ルポ〕

千二百年の歴史を今に……………秋田 恂 62

眠りからさめる「遠の朝廷」……………安富 幸雄 67

〔随想〕

未来を作る過去……………三浦 朱門 72

~~~~~  
〔教育モニター欄〕…………… 76

〔文部省の窓〕

昭和50年度私大助成……………管理局私学振興課 78

重要伝統的建造物群保存地区の選定

……………文化庁文化財保護部建造物課 80

~~~~~  
〔所轄機関等紹介⑧〕

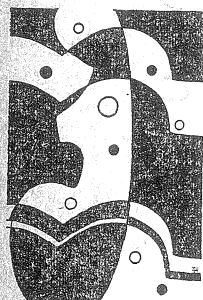
私立学校教職員共済組合……………阪口 照 82

〔連載第1回〕

人物を中心とした体育・スポーツ郷土史<神奈川県>

……………右田 武雄 87

~~~~~  
表紙 青木 茂 カット 須貝央早子



# 天然記念物の保護

—— 動物の保護と管理をめぐって ——



特別天然記念物「カモシカ」

加藤 陸奥雄

地球の長い歴史の中で多くの生物の種類が相ついで出現し、  
ては消滅し、それぞれの盛衰の歴史を繰り返しながら現在の  
生物世界がつくりあげられてきました。この数知れないま  
での生物種の中で人間だけが「文化」を築きあげるものとし  
て生をうけました。こうして、人間は自然の中に生をうけな  
がら、その自然を改変し、そこに人間固有の文化的社会を築  
きあげようという歩みをつづけてきました。言いかえると、  
古い昔から現代に至る長い間にわたっての人間の自然への働  
きかけによって、地球自然は著しくその姿を変貌させてしま  
いました。その変貌の姿は四つに分類して認識することがで

きるように思います。「原生的自然」「二次的自然」「田園的自然」「都市環境」がそれです。

「原生的自然」はそもそも人間が生をうけた自然そのものです。日本ではこの原生的自然は厳密にはほとんどなくなっていると言えましようし、北海道を除いては高山地域に僅かにその面影を残すのみで、その面積は著しく狭小なものでしかないといえます。しかも近年の観光開発ブームは著しくこれを侵蝕し、原生林の大規模伐採と共に「自然破壊」という大きな問題をなげかけるに至っていますし、後に述べる二次的自然化に拍車をかけています。

人間社会の中心は言うまでもなく「都市環境」ですが、ここには住居地域があり、商業地域、工業地域が含まれています。ここでは原生的自然にみられるような自然生態系の機構はみられず、生命を維持する生態系に歪みをさえひきおこしてしまい、その結果公害問題がおこり、環境問題への関心を高め、社会づくりへの反省が求められるに至りました。この都市環境では、その中の自然物的要素は全くか、全くといっていいほど人間の管理のもとにおかれています。

都市環境をとりまいて「田園的自然」がありますが、ここでは第一次産業が営まれ、農耕地がひろがって、独特な田園風景をかもしだしています。田園風景の要素となっているいわゆる雑草ないしは野草に帰化植物が多いということは注目

すべきことであって、人間生活の自然への影響をうかがい知ることができません。近年の経済成長のあおりをくって第二次産業のための土地獲得がはげしくおこり、また住居地域の拡がりがこの地域にむけられています。

田園的自然に接し、それと原生的自然とはさまれて「二次的自然」がありますが、日本にはまだかなり緑が残っているといわれているのはこの地域の緑をさしていることになりました。しかし、この緑は原生林の緑ではありません。昔から柴刈りや炭焼きが行われてきた地域であり、伐採後におのずからもにかえった自然といえます。造林地や採草地あるいは牧野はここに求められています。近年この地域にゴルフブームがおしよせ、宅地造成の波がおそい、自然破壊の現象が顕著におこりつつあります。

## 二

さて、文化財保護がわれわれの文化の遺産の保護を指向したことは当然のことといえます。当然のことながら文化の遺産は都市環境やせいぜい田園的自然の環境にしかありません。天然記念物以外の範疇のものはすべてそうですが、天然記念物にしても「文化」にかかわりをもつものに第一義的な認識をもったのは理の当然といえましよう。

昭和四十九年度版の指定文化財総合目録をみますと天然記

念物指定の中で植物・動物に関するものは七百十二件に及んでいます。植物についての五百三件のうち六〇%をこす三百十二件が名木・巨樹・老樹・並木・社叢の範疇に属するものであることは注目すべきことといえます。まさに直接的に人間社会の構造に関するものであり文化財というにふさわしいものといえましよう。動物についても同様のことがみられます。百七十九件のうち二十四件については、例えば、秋田犬や東天紅鷄などの畜養動物の指定にかわるものであるのがそれで、これらはまさに人間の生活と共にある貴重な家畜であり家禽であります。これらのものの指定が史跡名勝天然記念物保存法が施行されての初期のころに多く、近年は比較的になくなってきていることは注意をひくことのように思われます。

しかし、当然のことながら天然記念物の指定が人間社会における文化の所産物に対してだけではなく、文化をはぐくんできた自然物に対しても行われてきました。植物に関する五百三件の中の四〇%弱のものは植物群落、原始林、植物の自生地・発生地、分布限界地に関するものであり、動物に関する百七十九件のうち百五十五件は動物の繁殖地・生息地・発生地、分布限界地と地域を定めず指定した動物であります。このように都市環境のものではなく田園的自然地域から二次的自然地域、更に原生的自然地域にわたってひろく指定

が行われていますが、しかし、この場合においてもその指定の趣旨は対象となった物件そのものの評価に立脚したために、地域指定とはいえないがそれらの対象となった「生物」そのものが生活している地域を物理的にとらえたに止まり、その生物の生活を支える生態系の把握に欠けるところがあつたことは否めません。そのためそれらを保護していく上で万全を期し得ないといううらみを否むことはできないという問題をひきおこしてしまいました。指定解除や指定地域の変更ないしは拡大という処置の中にはこのようなことに由来するものが少なくないはずで

私は人間社会の文化の遺産を人為文化財と呼び、文化をはぐくんできた自然物を自然文化財と呼びたいと思います。が、その指定に当たってはこの二つを「文化」ということで同じような趣旨で対応した一方、自然物なるが故に指定すれば事足りるという立場から保護管理の面で人為文化財に対するような周到な対処をしなかったために、今に至って多くの問題を提起したのではないかともいえそうです。

## 三

生態学の近年の進歩はこのような問題に対して多くの課題を提起するようになりましたが、これに対応するかのようにな近年の指定の内容にも少なからず変化がおこってきました。

対象とする動物或いは植物を認識しながらも、それらの対象物を表示せずに地域名を対象として指定する傾向は比較的近年になってみられるようになり十件に及んでいますし、又一方重要な植物、動物を一体としてとらえ、それらの生態系構造そのものを対象として「天然保護地区」という新しい範疇のもとに指定したものが二十件に達しています。これらはほとんど全部が昭和四十年以後の指定にかかわるものでありますが、これは自然文化財の認識とその評価における新しい方向性を示すものといえます。

ともあれ、都市環境が著しく膨張して、田園的自然を侵蝕し、二次的自然がまた都市化の波におそわれ、第二次産業地域へと繰り入れられ、原生的自然では伐採や観光開発によって破壊が進行し、しかも急激な経済成長のあおりをうけて、これらの地域が地理的にたがいに入り組んだ状態をひきおこしている現在、自然文化財の保護管理はきわめて困難な局面に直面しているといえましようし、それを克服するためには従来のような認識を改めるだけではなく、生態学的な十分な基礎の上にたってその保護と管理の方策をたてるべきではないでしょうか。

#### 四

ここでは動物を中心として具体的ないくつかの事例をとり

これとして意義のあることはもちろんながら、これをもって文化財保護とするならば全くの誤りであり、これはせいぜい畜養動物としてのものではないかとあります。天然記念物として指定したゆえんのもはホタルを主役とするような生態系構造を評価しているからなのであることに思いをいたすべきでありましよう。幸いに現在でもかなりに発生する水流をわれわれはもっています。この生態系構造とその機能を解明してホタルの名所の復元と維持をはかる必要があります。

ホタルに限りません。近年絶滅に瀕するというゆえをもつてその飼育による処理の考究が進められています。このことが自然環境における絶滅を容認する理由としてはならないと思います。なぜなら天然記念物として指定したのはその対象物としての動物の価値はもちろんながら、その価値ある動物が自然環境で生活しているからであって、その生存を支えている生態系が、あるべき構造と機能をうしなわないように保護し維持管理していかなければならないはずのものと思えます。このようなことが現実に行われているところがまるでないように思えるのはきわめて残念なことです。

三陸海岸の南端、牡鹿半島の先端に近い金華山島は九百六十ヘクタールの小さな島ですがここには見事な自然林が残っており、北東から東側を経て南東に至る海岸にはクロマツの植林はあっても、ブナ林、モミ林、アカマツ林の垂直的帯状

あげてその保護と管理の方策を考えてみたいと思います。

ゲンジボタルの発生地は全国に数か所ならず指定個所がありましたが、近年その発生量は著しく減少し、指定解除によって歴史的に過去のものとなった所もあります。ゲンジボタルは明らかに田園的自然におけるもので、その指定地も全くの自然河川はほとんどなく、多かれ少なかれ人間生活の影響のもとにある小川か灌漑用の人工水路であることはそれを物語っているといえます。いうまでもなくホタルの幼虫を主役とし、カワニナを脇役とする生態系構造がこのような水環境にかもし出されているからでありましよう。このような生態系構造においては人間生活からの直接間接な水質への影響があることを否むことはできません。そうだとすると人間の生活構造は時代によって変化するはずですから、水流への影響も変化するのには当然でありましよう。それを農薬や洗剤の流入ということだけに限定して考えることには危険がありそうに思えます。少なくともゲンジボタルが多量に発生していた時代の田園地域の生活構造がホタルのために好ましい水環境をつくりだしていたと言えましようし、従って現代の生活様式がその発生量を減らすような影響を与えているとは言えます。

ゲンジボタルの絶滅するのを惜しむのあまり、その「飼育」が各方面で手がけられすでに成功していますが、これは

構造をもった典型的な植生がみられます。一方、この島には約六百頭の半野生ないし野生状態のままのニホンシカが生息しており、また約七十頭のニホンザルが野生しています。

この島こそ天然保護地区として指定し、ながくこの極相林としての自然林を残し、さらにこれと共存しているシカとサルとを保護していかなければならない貴重な自然であると思うのですが、このことはきわめてむづかしいことであり、放置したままでは到底現状を維持していくことはできません。言うまでもなくシカは草食獣ですから植物を食べて生活しますが、この島の植生は著しくその影響をうけ、亜高木層、灌木層を欠いています。これはすべてシカによって食べられてしまったからで、ブナ、モミ、マツの後継樹はみられませんが、現存する灌木類はシカの摘食に耐性のつよい種類であり、林床の草木層はシカがたべない種類のものにおきかわってしまっています。現にここ二、三十年の間に草原の面積はかなりの増加しており、みごとに自然林の天然更新は望むべくもありません。金華山島の価値はその典型的な植生構造とそれと共存する野生のシカ、サルをもつことにあります。顕著な影響種としてのシカの植生に対する圧力を抑えると共に自然林の更新を推し進めるための管理方策をこの島では早急にたてる必要があります。この島の植物の生産量を適確にと

らえ、シカの植物消費量を明らかにし、両者の共存のためのバランスをはかるための基本的研究がその前提とならなければなりません。自然林だけを保護するのではなく、シカを保護していくだけでもないところにこの島の天然記念物としての重要性があります。

金華山島のシカに限ったことではなく、わが国の大型哺乳動物の保護には重要な課題があります。日本では肉食獣は既に絶滅してしまい草食獣ないしは雑食獣しかおりません。シカ、カモシカ、サル、クマなどすべてがそうです。つまり食物連鎖構造には完結していない一面があります。従ってこれから大型哺乳類の保護は必然的に植生への直接的な影響を招来することになることを知る必要があります。このことへの対策を前提としてその保護を考えるべきであり、従って又これらの動物を保護するということはその動物そのものだけを護ればよいというのではなく、その動物の生存を支えている植生の保護ひいてはその生態系そのものを維持できるような対策を具体的にすることが必須条件とならなければなりません。金華山島においてはこのことを確立することが早急に求められているのであると私は思いますし、一方金華山島を対象とするこの研究とそれによって生みだされた方策は日本のすべての土地のこの種の問題に大きな光明を与えるにちがいないと信じます。

## 五

地域を定めずに天然記念物として指定されているものが二十四件もあるということは、そうせざるを得ないという現状認識はあるにしても、今述べてきたことと関連してきわめて重要なことであるといえましょう。

元来、食べ物をはじめ生活する場を指定せずに動物のみを対象として指定することは、彼等にとつての生活の場たる自然が豊富に残されていた時代ならばいざ知らず、今日のように人間の自然に対する働きかけが複雑かつ大規模に行われ、自然に対する歪みを増している状態では彼等のために安住の地を与えないままに放置しておくことは許さるべきことではありません。今日の状態なればこそ、そのような地域を確保することこそが天然記念物の保護でなければなりません。最近社会問題化しているカモシカやニホンザルの害獣問題はここに提示した課題を背景として考究するべきことと思えてなりません。ともあれ天然記念物として指定するに当たっては先に述べた生息地域の確保を何にも優先して指定することを急ぐべきであり、このことを解決することを前提として害獣問題は検討するべきでありましょう。この際重要なことは一種の動物につき一個所が指定されれば事足りると安易に考えることは極めて危険であるといえましょう。地方ごとにその

習性を異にしていることもあろうし、或いは品種分化をおこなっている可能性も考えられます。一般的にいえば各地方ごとに指定することを考えて然るべきかと思えます。また地域の広さについては十分に生態学的検討を加えることが必要であるといえます。例えば、九州地方ではカモシカは祖母山地域にしか残っていないと考えられており、その点極めて貴重な文化財であります。植生については祖母山そのものが既に特別保護区に指定されていますが、確たる根拠は必ずしもないかもしれませんが、カモシカを対象にした場合にはこの地区だけでは狹隘にすぎ、少なくとも祖母・傾の連山々塊が必要であると思えてなりません。

## 六

ともあれ、私は動物の保護について思うことを述べてきましたが、残念なことにこれまで述べてきた立場での保護対策が確立されているとはいえません。少なくとも天然記念物の保護に対してのこのような認識のあり方が国民的コンセンサスを得ることを強く願っており、そのコンセンサスに立つて具体的方策に対する研究が具体的に推進されることを冀（こころ）まないます。

最後にこうした考え方にたつて、次のことがらを各方面に訴えたいと思います。

1 天然記念物（自然文化財）の保護は指定したままで放置すればよいというものではないこと。放置しておくべきものの、現状を維持するため十分な維持管理の方策をたてて対処すべきもの、或いはかくあるべき姿への復元方策で対処すべきものなどについて学術的に解明すべきこと。

2 従つてこのことのためには、人為文化財において既にとられているように、十分な予算的措置を伴った管理体制がうちたてられるべきこと。レインジャー組織についても現在のところ天然記念物についてはとられていません。国立公園をも含め更に強化し専門的知識を背景として配置されるべきこと。この点で人為文化財との間に本質的に異なるものではないと思われること。

3 天然記念物の保護についての根本的方策を生み出すべき基礎研究が各方面でなされることが切望されますが、一方、このことを直接的に研究する機関が設けられて然るべきではないかと思われること。

（文化財保護審議会専門委員・東北大学長）

〔体育・スポーツの振興〕

現代生活におけるスポーツと健康

前田 義徳

〔座談会〕

これからのスポーツクラブ

〔出席者〕

糸野 豊・福岡 孝純・小野 喬  
鈴木 秀一・八司会望月 健一

スポーツ施設の現状と課題

江橋慎四郎

地域スポーツ指導者について

菅原 禮

健康づくりのための運動処方

加賀谷忠彦

〔解説〕

学校体育施設開放事業の推進について

体育局スポーツ課

スポーツ事故の保険制度

体育局体育課

〔資料〕

体力運動能力の現状

体育局スポーツ課

〔現地ルポ〕

広島市における地域スポーツ活動

冷牟田健吾

毎年恒例の全国高校野球選手権大会は、今年以西東京代表の桜美林高校が初出場ながら見事に優勝しました。全国の球児が青春をかけて晴れの舞台で汗と土煙にまみれながら精一杯のプレーをする、その真摯な若人の姿に清々しさを感ずるのでしょいか、今やこの高校野球は国民的な行事になりつつあるようです。

この高校野球の最中、もう一つの高校野球で島根県の松江北高校が見事に優勝を飾った記事が新聞の片隅に出ていました。それは全国定時制通信制高校軟式野球大会です。この大会は、甲子園の大会の陰に隠れて知る人も少ないようですが、全国の働きながら学ぶ若人が、昼は仕事、夜は勉強、そしてその合間に練習を重ねて出場するものです。

毎日この三つの日課をこなすことは、言葉では言えても実は非常にたいへんなことだと思えます。また、全日制とは違い、職場もまちまちですから練習のためにナインが一緒に集まることも少ないそうです。このような数々の苦難を乗り越えて優勝の栄冠を勝ちとった松江北高校ナインに心から拍手を贈ると同時に、働く青年たちのいろいろな活動の人間教育としての意義にもっと目を向けてみることも必要ではないかと思えます。

(H)

ME J 5192 月刊 「文部時報」 9月号 第1192号

文 部 省

昭和51年9月5日 印刷  
昭和51年9月10日 発行

著作権  
所 有

発行所 株式会社きょうせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)  
電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京 9-161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒33円)

年間購読料 2160円 (〒共)

- \* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
- \* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします。